

衆議院 第一百五十一回国会 総務委員会 議 録 第二十一号

平成十三年六月十四日(木曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 御法川英文君

理事 荒井 広幸君 理事 川崎 二郎君
理事 渡海紀三朗君 理事 平林 鴻三君
理事 荒井 聰君 理事 田並 胤明君
理事 若松 謙維君 理事 黄川田 徹君
理事 赤城 徳彦君 理事 浅野 勝人君
理事 河野 太郎君 理事 左藤 章君
理事 坂井 隆憲君 理事 滝 実君
理事 谷 洋一君 理事 平井 卓也君
理事 宮路 和明君 理事 山本 公二君
理事 大出 彰君 理事 玄葉光一郎君
理事 武正 公一君 理事 中村 哲治君
理事 松原 仁君 理事 山井 和則君
理事 高木 陽介君 理事 佐藤 公治君
理事 藤木 洋子君 理事 矢島 恒夫君
理事 重野 安正君 理事 横光 克彦君

総務大臣 片山虎之助君
総務副大臣 小坂 憲次君
総務委員会専門員 大久保 暁君

委員の異動

六月十四日

辞任

春名 真章君

同日

辞任

藤木 洋子君

同日

補欠選任

春名 真章君

同日

補欠選任

藤木 洋子君

同日

補欠選任

電気通信役務利用放送法案(内閣提出第六七号)

(参議院送付)

○御法川委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、郵便振替法及び簡易郵便局法の一部を改正する法律案及び電気通信役務利用放送法案の両案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。片山総務大臣。

○片山山國務大臣 郵便振替法及び簡易郵便局法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、郵便振替の加入者たる金融機関の利便の向上を図るため払い出しの特例を設けることとするともに、国民年金の保険料に付いて、これを納付すべき者の郵便振替口座の預かり金から払い出すことにより納付することができることとするほか、簡易郵便局における委託事務に国民年金の保険料の収納に関する郵政窓口事務を加えることとする等を行おうとするものである。

まず、郵便振替法の一部改正の主な内容について申し上げます。

第一に、国民年金の保険料について、これを納付すべき者の郵便振替口座の預かり金から払い出すことにより納付することができるとしております。

第二に、郵便振替の加入者たる銀行その他の総務省令で定める金融機関は、郵政事業庁長官の承認を受けて、当該加入者の口座で郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律による事務の委託または受託に係る資金の郵政事業庁長官との間の授受に係るものその他総務省令で定めるものについて、当該加入者が日本銀行において有する当座預金の口座への振り込みによる払い出しの取り扱いを受けることができることとし、当該取り扱いによる口座の預かり金の払い渡しのために必要な国庫金の払い出しは、会計法第四十九条において準用する同法第十五条に規定する日本銀行を支払い人とする小切手の振り出しによるほか、総務大臣が財務大臣に協議して定める手続によることができることとしております。

次に、簡易郵便局法の一部改正について申し上げます。

郵政事業庁長官が簡易郵便局の受託者と締結する委託契約により委託すべき事務に国民年金の保険料の収納に関する郵政窓口事務を加えることとしております。

なお、この法律の施行期日は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日といたしておりますが、郵便振替口座の預かり金から払い出して国民年金の保険料を納付する取り扱い及び簡易郵便局における委託事務に国民年金の保険料の収納に関する郵政窓口事務を加えることについては、平成十四年四月一日からいたしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

続いて、電気通信役務利用放送法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、最近の通信・放送分野における技術革新等による電気通信回線の広帯域化の進展

にかんがみ、通信と放送の伝送路の共用に係る規制の合理化を図るため、電気通信役務を利用して行う放送を制度化し、電気通信役務利用放送の受信者の利益を保護するとともに、その健全な発達を図る観点から、提案した次第であります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

第一に、「電気通信役務利用放送」とは、一公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信であつて、その全部又は一部を電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用して行うもの」と定義する規定を設けております。

第二に、電気通信役務利用放送の業務を行おうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならないこととし、その登録に関する欠格事由、登録を受けた者の地位の承継等に関する規定を設けております。

第三に、総務大臣の登録を受けた電気通信役務利用放送事業者は、有料の電気通信役務利用放送の役務を提供するときは、契約約款を定め、総務大臣に届け出なければならないこととし、また、放送番組に關し、放送法を準用する等電気通信役務利用放送事業者の業務に関する規定を設けております。

以上のほか、電気通信役務利用放送の業務を行おうとする者が総務大臣の登録を受けなかった場合等についての罰則を規定するほか、必要な規定を整備することとしております。

なお、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

第一類 第二号 総務委員会議録第二十一号 平成十三年六月十四日

第一類 第二号 総務委員会議録第二十一号 平成十三年六月十四日

第一類 第二号 総務委員会議録第二十一号 平成十三年六月十四日

第一類 第二号 総務委員会議録第二十一号 平成十三年六月十四日

第一類 第二号 総務委員会議録第二十一号 平成十三年六月十四日

第一類 第二号 総務委員会議録第二十一号 平成十三年六月十四日

第一類 第二号 総務委員会議録第二十一号 平成十三年六月十四日

第一類 第二号 総務委員会議録第二十一号 平成十三年六月十四日

第一類 第二号 総務委員会議録第二十一号 平成十三年六月十四日

第一類 第二号 総務委員会議録第二十一号 平成十三年六月十四日

第一類 第二号 総務委員会議録第二十一号 平成十三年六月十四日

第一類 第二号 総務委員会議録第二十一号 平成十三年六月十四日

第一類 第二号 総務委員会議録第二十一号 平成十三年六月十四日

第一類 第二号 総務委員会議録第二十一号 平成十三年六月十四日

第一類 第二号 総務委員会議録第二十一号 平成十三年六月十四日

第一類 第二号 総務委員会議録第二十一号 平成十三年六月十四日

第一類 第二号 総務委員会議録第二十一号 平成十三年六月十四日

第一類 第二号 総務委員会議録第二十一号 平成十三年六月十四日

第一類 第二号 総務委員会議録第二十一号 平成十三年六月十四日

第一類 第二号 総務委員会議録第二十一号 平成十三年六月十四日

第一類 第二号 総務委員会議録第二十一号 平成十三年六月十四日

第一類 第二号 総務委員会議録第二十一号 平成十三年六月十四日

第一類 第二号 総務委員会議録第二十一号 平成十三年六月十四日

第一類 第二号 総務委員会議録第二十一号 平成十三年六月十四日

第一類 第二号 総務委員会議録第二十一号 平成十三年六月十四日

第一類 第二号 総務委員会議録第二十一号 平成十三年六月十四日

第一類 第二号 総務委員会議録第二十一号 平成十三年六月十四日

第一類 第二号 総務委員会議録第二十一号 平成十三年六月十四日

第一類 第二号 総務委員会議録第二十一号 平成十三年六月十四日

第一類 第二号 総務委員会議録第二十一号 平成十三年六月十四日

第一類 第二号 総務委員会議録第二十一号 平成十三年六月十四日

第一類 第二号 総務委員会議録第二十一号 平成十三年六月十四日

第一類 第二号 総務委員会議録第二十一号 平成十三年六月十四日

○御法川委員長 これにて両案についての趣旨の説明は終わりました。

次回は、明十五日金曜日午前九時二十分理事會、午前九時三十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午前九時三十五分散會

郵便振替法及び簡易郵便局法の一部を改正する法律案

郵便振替法及び簡易郵便局法の一部を改正する法律

(郵便振替法の一部改正)

第一条 郵便振替法(昭和二十二年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第十八条第五項中「の各号」を削り、同項第二号の二の次に次の一号を加える。

二の三 第五十二条の二第一項の規定による払出し

第十八条第五項第七号の次に次の二号を加える。

七の二 第六十三条の三第一項の規定する日本銀行当座預金口座払の取扱を受ける口座に当該口座の加入者が日本銀行において有する当座預金の口座からの払戻金を総務省令で定める取扱いにより払い込む場合における払込み

七の三 第六十三条の三第一項の規定による払出し

第十八条第五項第九号を削る。

第三十九条ただし書中「又は第十八条第五項第九号に規定する現金払の請求」を削る。

第五十二条の次に次の一条を加える。

第五十二条の二(国民年金の保険料の払出し)

郵便振替の加入者たる国民年金の保険料(国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第八十七条第一項に規定する保険料をいう。以下この項において同じ。)を納付すべき者が当該保険料をその口座の預り金をもつて納付す

べき旨を申し出たときは、社会保険庁からの保険料の納付の催告に応じて、保険料の額に相当する金額をその口座の預り金から払い出す。

前項の規定による払出しの料金は、社会保険庁において、これを納付する。

第六十三条の二の次に次の一条を加える。

第六十三条の三(日本銀行当座預金口座払) 郵便振替の加入者たる銀行その他の総務省令で定める金融機関は、郵政事業庁長官の承認を受けて、当該加入者の口座で郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律(平成十年法律第七十八号)第二条第一項の規定による事務の委託又は同法第四条第一項の規定による事務の受託に係る資金の郵政事業庁長官との間の授受に係るものその他総務省令で定めるものについて、当該加入者が日本銀行において有する当座預金の口座への振込みによる払出し(次項において、日本銀行当座預金口座払という。)の取扱を受けることができる。

日本銀行当座預金口座払においては、郵政事業庁は、前項に規定する加入者の請求により、同項に規定する当該加入者の口座から預り金を払い出し、当該加入者が日本銀行において有する当座預金の口座への払出金の振込みによる方法により払い渡す。

前項の規定による払出しのために必要な国庫金の払出しは、会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第四十九条において準用する同法第十五条に規定する日本銀行を支払人とする小切手の振出しによるほか、総務大臣が財務大臣に協議して定める手続によることができる。

(簡易郵便局法の一部改正)

第二条 簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百十三号)の一部を次のように改正する。

第六条中「国民年金」の下に「保険料の収納及び」を加える。

附則

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中郵便振替法第十八条第五項第二号の二の次に一号を加える改正規定及び同法第五十二条の次に一条を加える改正規定並びに第二条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

理由

郵便振替の加入者たる金融機関の利便の向上を図るため払出しの特例を設けるとするとともに、国民年金の保険料についてこれを納付すべき者の郵便振替口座の預り金から払い出すことにより納付することができるとするほか、簡易郵便局における委託事務に国民年金の保険料の収納に関する郵政窓口事務を加えることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

電氣通信役務利用放送法案

電氣通信役務利用放送法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 登録(第三条・第十条)

第三章 業務(第十一条・第十五条)

第四章 雑則(第十六条・第二十四条)

第五章 罰則(第二十五条・第二十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、電氣通信役務利用放送の業務の運営を適正なものとするにより、電氣通信役務利用放送の受信者の利益を保護するとともに、電氣通信役務利用放送の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「電氣通信役務利用放送」とは、公衆によって直接受信されることを目的とする電氣通信の送信であつて、その全部

又は一部を電氣通信事業を営む者が提供する電氣通信役務を利用して行うものをいう。

2 この法律において「電氣通信役務利用放送設備」とは、電氣通信役務利用放送の用に供される電氣通信設備をいう。

3 この法律において「電氣通信役務利用放送事業者」とは、次条第一項の登録を受けた者をいう。

4 この法律において「電氣通信」、「電氣通信設備」、「電氣通信役務」又は「電氣通信事業」とは、それぞれ電氣通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号から第四号までに規定する電氣通信、電氣通信設備、電氣通信役務又は電氣通信事業をいう。

第二章 登録

(登録)

第三条 電氣通信役務利用放送の業務を行おうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 総務省令で定める電氣通信役務利用放送の種類

三 電氣通信役務利用放送設備の概要

四 業務区域

3 前項の申請書には、事業計画書その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第四条 総務大臣は、前条第一項の登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を電氣通信役務利用放送事業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第二項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 総務大臣は、前項の規定による登録をしたと

きは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならぬ。

(登録の拒否)

第五条 総務大臣は、第三条第二項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事項の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 この法律、電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)、放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第百三十五号)、有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)又は有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百四十四号)の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二 第九条第一項の規定により登録の取消しを受け、その取消の日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

四 電気通信役務利用放送の業務を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有しない者

五 総務省令で定める技術基準に適合する電気通信役務利用放送設備を権原に基づいて利用できない者

六 電気通信役務利用放送ができるだけ多くの者によつて行われるようにするためのものとして総務省令で定める基準に合致しない者

(変更登録等)

第六条 電気通信役務利用放送事業者は、第三条第二項第二号から第四号までに掲げる事項を

更しようとするときは、総務大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の変更登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

3 第三条第三項、第四条及び前条の規定は、第一項の変更登録について準用する。この場合において、第四条第一項中次に掲げる事項とあるのは「変更に係る事項」と、前条第一項中「第三条第二項の申請書を提出した者が次の各号」とあるのは「変更登録に係る申請書を提出した者が次の各号(第二号を除く。)」と読み替へるものとする。

4 電気通信役務利用放送事業者は、第三条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。その届出があつた場合には、総務大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

(承継)

第七条 電気通信役務利用放送事業者が電気通信役務利用放送の業務を行う事業の全部を譲渡し、又は電気通信役務利用放送事業者について相続、合併若しくは分割(電気通信役務利用放送の業務を行う事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の協議により電気通信役務利用放送の業務を行う事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。以下この項において同じ。)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人は、当該電気通信役務利用放送事業者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業の全部を承継

した法人が第五条第一項第一号から第三号まで又は第六号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により電気通信役務利用放送事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

3 前条第四項後段の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(業務の廃止等の届出)

第八条 電気通信役務利用放送事業者は、電気通信役務利用放送の業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 電気通信役務利用放送事業者たる法人が合併(解散が破産による場合にあつては、破産管財人)は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(登録の取消)

第九条 総務大臣は、電気通信役務利用放送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の登録を取り消すことができる。

一 第五条第一項第一号又は第三号のいずれかに該当するに至つたとき

二 電気通信役務利用放送事業者が第十六条第三項の規定による命令に違反した場合において、電気通信役務利用放送の受信者の利益を阻害すると認めるとき

三 正当な理由がないのに、登録を受けてから一年以内に電気通信役務利用放送の業務を開始せず、又は一年を超えて引き続き電気通信役務利用放送の業務を休止したとき

四 不正の手段により第三条第一項の登録又は第六条第一項の変更登録を受けたとき

2 第五条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(登録の抹消)

第十条 総務大臣は、第八条第一項若しくは第二項の規定による届出があつたとき、又は前条第

一項の規定による登録の取消しをしたときは、当該電気通信役務利用放送事業者の登録を抹消しなければならない。

第三章 業務

(設備の維持)

第十一条 電気通信役務利用放送事業者は、第三条第一項の登録に係る電気通信役務利用放送設備を第五条第一項第五号の総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

(再送信)

第十二条 電気通信役務利用放送事業者は、他の電気通信役務利用放送事業者又は放送事業者(放送法第二十一条第三号の二に規定する放送事業者をいい、同条第三号の四に規定する受託放送事業者を除く。第十五条において同じ。)の同意を得なければ、その電気通信役務利用放送又は放送(同法第二十一条第一号に規定する放送をいい、委託して行われるもの及び電波法第五十五条第五項に規定する受信障害対策中継放送をする無線局の免許を受けた者が受信して再送信するものを含む。第十五条において同じ。)を受信し、これらを再送信してはならない。

(有料の電気通信役務利用放送)

第十三条 電気通信役務利用放送事業者は、有料の電気通信役務利用放送の役務を提供しようとするときは、その国内の業務区域における料金その他の提供条件について契約約款を定め、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。当該契約約款を変更しようとするときも、同様とする。

2 有料の電気通信役務利用放送の役務を提供する電気通信役務利用放送事業者は、その国内の業務区域において、前項の規定により届け出た契約約款以外の提供条件により有料の電気通信役務利用放送の役務を提供してはならない。

(役務の提供義務)

第十四条 電気通信役務利用放送事業者は、正当な理由がなければ、その国内の業務区域にお

る電気通信役務利用放送の役務の提供を拒んではならない。

(放送法の準用)

第十五条 放送法第三条、第三条の二(第二項を除く)、第三条の三から第五条まで、第五十一条から第五十二条の三まで及び第五十二条の二十七の規定は、電気通信役務利用放送(他の電気通信役務利用放送事業者の電気通信役務利用放送又は放送事業者の放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にこれらを再送信するものを除く)について準用する。この場合において、同法第三条の二(第二項を除く)、第三条の三から第五条の五まで、第四条第一項及び第二項並びに第五条中「放送事業者」とあり、同法第五十一条第二項及び第五十一条の二から第五十二条の三までの規定中「一般放送事業者」とあり、並びに同法第五十二条の二十七中「委託放送事業者」とあるのは「電気通信役務利用放送事業者」と、同法第四十二条中「放送設備」とあり、及び同法第五十二条中「設備」とあるのは「電気通信役務利用放送設備」と、同法第五十一条第一項中「一般放送事業者の審議機関は、委員七人(専ら多重放送を行う一般放送事業者の審議機関にあつては、総務省令で定める七人未満の員数)」とあるのは「電気通信役務利用放送事業者の審議機関は、委員七人」と、同条第三項中「一般放送事業者(受託内外放送を委託して行わせる委託放送事業者を除く。以下この項において同じ。)」の放送局の放送区域(電波法第十四条第三項第三号の放送区域をいう。以下同じ。又は委託して放送をさせる区域(以下この項において「放送区域等」という。))とあり、及び「一般放送事業者の放送区域等」とあるのは「電気通信役務利用放送事業者の業務区域」と、部分の放送区域等」とあるのは「部分の業務区域」と、「これらの一般放送事業者」とあるのは「これらの電気通信役務利用放送事業者」と、同法第五十二条中「放送事業者」とあるのは「電気通信役務利用放送事業者」と、同法第五十二条の二十

七中「受託内外放送」とあるのは「国内及び外国において受信されることを目的とする電気通信役務利用放送」と、「放送対象地域」とあるのは「業務区域」と読み替えるものとする。

第四章 雑則

(改善命令等)

第十八条 総務大臣は、電気通信役務利用放送設備が第五条第一項第五号の総務省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、電気通信役務利用放送事業者に対し、当該技術基準に適合するように当該電気通信役務利用放送設備を改善すべきことを命ずることができる。

2 総務大臣は、第十三条第一項の規定により届け出た契約約款に定める提供条件がその電気通信役務利用放送事業者の国内の業務区域における受信者の利益を阻害していると認めるときは、電気通信役務利用放送事業者に対し、当該契約約款を変更すべきことを命ずることができる。

3 総務大臣は、電気通信役務利用放送事業者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したときは、三月以内の期間を定めて、電気通信役務利用放送の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。(報告及び検査)

第十七条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電気通信役務利用放送事業者に対し、電気通信役務利用放送設備の状況その他必要な事項の報告を求め、若しくはその職員に、電気通信役務利用放送事業者が電気通信役務利用放送設備を設置する場所に立ち入り、電気通信役務利用放送設備を検査させ、又は政令で定めるところにより、電気通信役務利用放送事業者に対し、電気通信役務利用放送の業務の状況の報告を求めることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪

捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(電波監理審議会への諮問)

第十八条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 第五条第一項第五号若しくは第六号又は第二十二条第一項第二号若しくは第三号の総務省令の制定又は改廃

二 第九条第一項の規定による登録の取消し

三 第十六条第二項の規定による命令

2 前項第一号及び第三号に掲げる事項のうち、電波監理審議会が軽微なものと認めるものについては、総務大臣は、電波監理審議会に諮問しないで措置をすることができる。

(意見の聴取)

第十九条 電波監理審議会は、前条第一項第一号及び第二号の規定により諮問を受けた場合には、意見の聴取を行わなければならない。

2 電波監理審議会は、前項の場合のほか、前条第一項第三号の規定により諮問を受けた場合において必要があると認めるときは、意見の聴取を行うことができる。

3 電波法第九十九条の十二第三項から第八項までの規定は、前二項の意見の聴取に準用する。

(勧告)

第二十条 電波監理審議会は、第十八条第一項各号に掲げる事項に関し、総務大臣に対し、必要な勧告をすることができる。

2 総務大臣は、前項の勧告を受けたときは、その内容を公表しなければならない。

(異議申立て及び訴訟)

第二十一条 電波法第七章及び第百十五條の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による総務大臣の処分についての異議申立て及び訴訟に関し準用する。

(適用除外等)

第二十二條 この法律の規定は、次に掲げる電気通信役務利用放送については、適用しない。

一 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律第二条に規定する有線ラジオ放送に該当する電気通信役務利用放送

二 有線テレビジョン放送法第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送に該当する電気通信役務利用放送であつて、その規模が総務省令で定める基準を超えない電気通信役務利用放送設備により行われるもの

三 その全部が電気通信事業法第九十条第一項第二号に規定する電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用して行われる電気通信役務利用放送その他その送信の技術及び役務の提供条件等からみて受信者の利益及び電気通信役務利用放送の健全な発達を阻害するおそれがないものとして総務省令で定める電気通信役務利用放送(前二号に該当するものを除く)

2 前項の規定にかかわらず、第十五条において準用する放送法第三条の規定は、同項第三号に掲げる電気通信役務利用放送についても適用する。

(総務省令への委任)

第二十三条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、総務省令で定める。

(経過措置)

第二十四条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃するときは、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第五章 罰則

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の規定に違反して電気通信役務利用放送の業務を行った者

二 第十六条第三項の規定による業務の停止の命令に違反した者

第五十二條の十三第一項中「各号」を「各号のいずれにも」に改め、同項第五号ホ中「この法律」の下に「又は電気通信役務利用放送法を加える。」

第五十三條の九の二中「第五十二條の四第一項及び第三項」を「第五十二條の四第一項、第四項及び第七項」に改め、同条を第五十三條の九の三とし、第五十三條の九の次に次の一条を加える。

(適用除外)

第五十三條の九の二 この法律の規定は、電気通信役務利用放送に該当する放送については、適用しない。

(有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律の一部改正)

第七條 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律の一部を次のように改正する。

第五條中「同意を得なければ」を削り、「以外のもの」の下に「及び電気通信役務利用放送法(平成十三年法律第 号)第二條第三項に規定する電気通信役務利用放送事業者」を加え、「ラジオ放送」を「同意を得なければ、そのラジオ放送」に改める。

(有線テレビジョン放送法の一部改正)

第八條 有線テレビジョン放送法の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「行なう」を「行う」に改め、「その他放送の下に」及び「電気通信役務利用放送(電気通信役務利用放送法(平成十三年法律第 号)第二條第一項に規定する電気通信役務利用放送をいう。以下同じ。)」を加える。

第十三條第二項中「同意」を「又は電気通信役務利用放送事業者(電気通信役務利用放送法第二條第三項に規定する電気通信役務利用放送事業者をいう。以下この条において同じ。の同意)」に、「そのテレビジョン放送又は」を「そのテレビジョン放送若しくは」に、「を受信し、これを」又は「電気通信役務利用放送を受信し、これを」に改め、同條第三項中「放送事業者」の

下に「又は電気通信役務利用放送事業者」を加え、同條第四項中「放送事業者」の下に「又は電気通信役務利用放送事業者」を加え、同條第五項中「放送事業者」の下に「又は電気通信役務利用放送事業者」を加え、「又はテレビジョン多重放送」を「若しくはテレビジョン多重放送又は電気通信役務利用放送に改め、同條第六項中「又はテレビジョン多重放送」を「若しくはテレビジョン多重放送又は電気通信役務利用放送」に改める。

第三十一條第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同条を同條第五号とし、同條第三号中「行なわれる」を「行われる」に改め、同条を同條第四号とし、同條第二号中「行なわれる」を「行われる」に改め、同条を同條第三号とし、同條第一号中「行なわれる」を「行われる」に改め、同条を同條第二号とし、同條に第一号として次の一号を加える。

一 電気通信役務利用放送(電気通信役務利用放送法第二十二條第一項第二号に掲げるものを除く。)に該当する有線テレビジョン放送

(公職選挙法の一部改正)

第九條 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第一百五十二條第一項中「若しくは有線ラジオ放送」を「有線ラジオ放送」に改め、「業務を行う者」の下に「若しくは電気通信役務利用放送(電気通信役務利用放送法(平成十三年法律第 号)第二條第一項の電気通信役務利用放送をいう。次項において同じ。の業務を行う者)を加え、同條第二項中「若しくは有線ラジオ放送」を「有線ラジオ放送の業務を行う者若しくは電気通信役務利用放送」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第十條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(登録免許税法の一部改正)

第十一條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三

十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第四十八号の次に次のように加える。

四十八の二	電気通信役務利用放送事業者の登録	号	第三條	登録件数	一件につき十五万円
第一項(登録)	の電気通信役務利用放送事業者の登録				

(総務省設置法の一部改正)

第十二條 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二十條中「及び有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第百三十五号)」を「有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第百三十五号)及び電気通信役務利用放送法(平成十三年法律第 号)」に改める。

理由

最近の通信・放送分野における技術革新等による電気通信回線の広帯域化の進展にかんがみ、通信と放送の伝送路の共用に係る規制の合理化を図るため、電気通信役務を利用して行う放送の制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一類第二号

総務委員会議録第二十一号 平成十三年六月十四日

平成十三年六月二十二日印刷

平成十三年六月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

E